

補助金調書

補助金名	福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金			担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部事業者指導課 (TEL 092-711-4319)
交 付 先	団 体	社会福祉法人	区 分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	概ね5月下旬～6月下旬		
(公募の場合) 応募要件	市内に軽費老人ホームを設置する社会福祉法人				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和40	年 度	経過年数	61	年 度
補助金の目的 及び 補助対象事業	原則60歳以上の高齢者が低額な料金で軽費老人ホームを利用できるよう、厚生労働省通知に基づき、市内の軽費老人ホームに対し、サービスの提供に要する費用を補助するもの。				
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	高齢化率が高まる中、今後も身体的機能の低下や家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な低所得の高齢者が、低額な料金で軽費老人ホームに入所できるようにするためには継続した支援が必要であるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知)を参考に算出している。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	23 件	23 件	23 件	
	630,823 千円	619,825 千円	602,519 千円	619,406 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	市内軽費老人ホーム(A型含む)23カ所への補助金交付。				
補助金交付 による効果	居宅において生活することが困難な低所得の高齢者が、低額な料金で軽費老人ホームに入所することができる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。